

第2回 安城市子ども・子育て会議 会議録

■日時 令和5年12月25日（月） 午後1時30分～3時20分

■場所 安城市役所本庁舎3階 第10会議室

■出席委員（18名）

市川ひとみ委員、小野達也委員、榊原真由美委員、杉浦正之委員、野上三香子委員、矢田力三委員、渡邊裕子委員、神谷明文委員、柴田知幸委員、寺部 暁委員、土肥由美委員、平野佳香委員、由良宜寛委員、杉原孝子委員、舘 美紀委員、松永 聡委員、遠藤昌代委員、杳名香奈委員

助言者：新井美保子教授

■欠席（2名）

鈴木三喜男委員、成島清美委員

- 1 市長あいさつ
- 2 委嘱状交付
- 3 会長選出・あいさつ
- 4 副会長指名
- 5 安城市こども計画策定に係る諮問
- 6 議題

(1) 安城市こども計画について・・・資料1

- ・安城市の子ども・子育てに関するアンケート調査（就学前保護者用）・・・資料2
- ・安城市の子ども・子育てに関するアンケート調査（小学生保護者用）・・・資料3
- ・子どもの意識や生活に関するアンケート調査・・・資料4
- ・子ども・若者の意識や生活に関するアンケート調査・・・資料5

(2) 令和6年度保育園、認定こども園の定員について・・・資料6

7 その他

■会長選出-----

委員の互選により神谷明文委員を会長に選任

■副会長指名-----

会長の指名により矢田力三委員を副会長に選任

【議題1】安城市こども計画について

資料1～資料5について、事務局より説明

(事務局)

委員から事前に質問をいただきましたので、回答いたします。資料4、問5の選択肢2と3についてですが「お休み」という表現は土日のイメージがあり分かりにくいので“欠席”の方が適切ではないかとの内容でした。これについては“欠席”の方が適切と思われるので、修正させていただきます。

同じく資料4、問29の選択肢1「ワークショップ」という表現が小学5年生には難しいのではないかとのご指摘をいただきました。ワークショップは意見交換の場という意味になりますので「ワークショップなどで」を削除し「みんなで意見を交換できる場」とさせていただきます。

資料5、問11の選択肢ですが、区分が細かく答えにくいのではというご意見がありました。この間はひきこもりの状況を確認するためのもので、ひきこもりの定義は20代前半までに問題化し、6か月以上自宅にひきこもって社会参加しない状況が持続しており、他の精神障害がその第一の原因とは考えにくいものですが、それを判断することが主な目的です。したがって、選択肢4以降の区分を広げ「1年から3年未満」「3年から5年未満」「5年から10年未満」「10年以上」というように修正させていただきます。

(会長)

ただ今の説明について、ご質問、ご意見等ございますか。

こどもの意見の反映というところで、高校生の意見を聞くそうですが、中学生の意見も聞いてはどうでしょう。自分が中学生の頃を振り返ると、2、3年生であれば気持ちとしては一人前でしたから、高校生だけではなく中学生の意見も反映してもよいかと思いますが、いかがですか。

(事務局)

中学生につきましては別のアンケートがございまして、中学2年生1,000人を対象に調査を実施します。したがって、中学生の意見についてはそちらで把握できるかと思えます。高校世代についての把握が手薄かというところで、そこを補うためにワークショップで意見を聞くことにいたしました。

(会長)

19ページに高校生が入っていません。

(事務局)

子ども・若者の意識や生活に関するアンケートの対象が16歳から39歳ということで、この1,000人の中に高校生も含まれます。

(会長)

「こども基本法」におけるこどもの定義が「心身の発達の過程にある者」ということで、年齢ではありません。これでは施策を進めにくいような気がします。

(事務局)

会長のおっしゃるとおり「こども基本法」につきましては明確な年齢設定がされていません。18歳から20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、子どもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるよう支えていくことを示したもので、成長の過程にある者をすべて含む形になります。そうは申しましても、例えば「児童福祉法」に基づく18歳等、各種事業の中で対象年齢を決めざるを得ない部分もごございます。取り組む内容に応じて年齢を考えていく必要があると思います。

(会長)

他にいかがですか。

それでは、議題(1)安城市こども計画についてご承認いただける方は挙手をお願いします。

<挙手多数>

ありがとうございます。賛成多数ということで、原案どおり可決されました。

【議題2】 令和6年度保育園、認定こども園の定員について

資料6について、事務局より説明

(会長)

安城北すずらん保育園が前年比で62人増ですが、今後3から5歳児も受け入れるからということでしょうか。

(事務局)

令和6年度から対象年齢の拡大を予定しております。

(委員)

今、公立・私立保育園・認定こども園は46園ありますが、それ以外に私立の幼稚園も5園ある状況です。今日の会議に当たり、2つの私立幼稚園の園長さんにご意見を伺ってまいりましたので、それを読みます。「本園では令和4年度の新入園児募集から入園者数が大きく減少しており、持続的な運営が厳しい状態が続いています。預かり保育を7時から8時、15時30分から16時30分の時間で継続的に実施し、長期休業中も預かり保育を行うことで勤労家庭への対応に努めてまいりました。しかし、北部地区では乳幼児保育の需要に応えるという理由から、次々と総合園が設置されてきました。本園では立地的な問題から乳児用の施設を設けることは困難です。そこで、先日2歳児を受け入れる形の認定こども園化について市の担当者にお尋ねしましたが、0から2歳児を受け入れて欲しいとの回答を得ました。」ということをございます。それから、安城市子育て方針の中で私学助成園はどのように位置づけられているかという質問もありました。

もう1つの園の園長さんからは、私立幼稚園の定員がほとんど考えられていないのはなぜかというご質問がございました。

私の方で質問いたします。この案を提示されるに当たって、私立幼稚園の定員についてどう検討されたかということをご説明いただければと思います。

(事務局)

委員のおっしゃった5つの私立幼稚園につきましては、子ども・子育て支援法という特定教育・

保育施設という形ではありません。今回ここでお諮りさせていただいているのは、その部分での定員の設定です。この子ども・子育て会議でご意見をいただくということになっておりますので、特に私立幼稚園については今回は含んでいないということです。

(委員)

子ども・子育て支援法をコピーしてまいりました。第三十一条を読みます。「第二十七条第一項の確認は、教育・保育施設の設置者の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う」です。そして一番が認定こども園、二番が幼稚園、三番が保育所となっています。そのため、当然幼稚園も第三十一条の対象になろうかと思いますが、いかがでしょうか。追加の情報ですが、前回の令和5年7月14日の会議では5つの私立幼稚園もこの定員の表に載っていました。

(事務局)

今回諮らせていただくのは私立幼稚園ではなく、安城市立の特定教育・保育施設の利用定員になります。5園を除いた、こちらの表に載せている保育園・認定こども園の定員を諮らせていただきたいと思っております。

(委員)

安城市の年齢別人口表の載っている資料をみると、0から5歳児の人数はマイナスです。今確かに政府の方で子ども・子育て関連に力を入れています、合計特殊出生率について言うと、愛知県で昔は2.19だったのが2021年度で1.43、2022年度は1.35と、全国で26位という状況でございます。このたび、いわゆる大学の無償化が拡大されました。第三子のいる家庭については、大学の入学金や授業料が無償となります。ただ、子どもが3人いても第一子が社会に出ると子ども2人とみなされて対象にならず、これでは今から子どもを産んでみようという気にはなれないと思います。今後合計特殊出生率が1.35からさらに下がっていくことが予測されますが、平成29年度からの子ども・子育て会議の資料を見ると、3歳から5歳に限定すれば、いわゆる利用定員が毎年増えています。ただし、定員充足はされておられません。令和6年度を見ると、定員案が安城市総計で私立幼稚園を除いて5,136人、それに対して3歳から5歳の実績の合計が4,042人です。前年度の令和5年度の定員案は総計が5,031人ですので、定員は今年の方が増えています。そして埋まっているかということ、令和5年4月1日時点予定園児数は3,750人でした。先ほど2つの園の園長さんのご意見を紹介しましたが、私立幼稚園が悲鳴を上げています。そういった中、なぜ定員増を提案されるのかということについて、しっかりとした説明が要ると思います。ただ、ブライトこども園の定員変更の件に関して全否定するものではないということは申し上げておきたいと思っております。

(会長)

幼稚園に入る子が実際に減っているということですか。

(委員)

減っているというより3から5歳が集まりません。

(会長)

幼稚園の現状を考えずに、保育園と認定こども園の定員を増やすのはおかしいというご意見ですか。

(委員)

0、1、2歳は長い間待機児童問題が続いたので、そこの定員を増やしてほしいという需要はあると思います。ただし、3、4、5歳については実績が未充足であるにもかかわらず毎年定員が増えています。そして今回さらに増やすことについて、理解ができないということです。

(会長)

今のご意見につきまして、事務局からコメントありますか。

(事務局)

子どもの人数が減っていくのが分かっているのになぜ定員を増やすのか、ということでもよろしかったでしょうか。ここに示しているのは利用定員になりますが、利用人数の見込みに対して供給量が下回る事態にならないよう設定することが必要だと思っております。基本的には利用定員を認可定員と一致させることとしているため、すぐに変更の必要はないと考えます。0から2歳の需要が多いというのは委員のおっしゃったとおりですが、0から2歳で入ったお子さんがそのまま同じ園で過ごせるようにと考えております。また、保護者の希望する園に入ることができるよう、できるだけ体制を整えたいと思っておりますので、新しい総合園を設置したときに3から5歳の定員を増やした形になっています。

(委員)

例えば今回、安城北すずらん保育園では3から5歳の定員が増えています。他のところで最低限マイナスし、そして総定員を一緒にするという対応も十分できると思います。それから、以前他の方から認可定員と利用定員はどう違うのかという質問がありました。安城市は認可定員＝利用定員です。ただ、認可定員と利用定員については定義があります。認可というのは私立幼稚園等を含み、県の管轄だと思えます。認可定員というのは、特定教育・保育施設の設置に当たり、県に認可もしくは認定された定員のことですので、これを変えるわけにはいきません。しかし、利用定員とは、子ども・子育て支援制度における施設ごとに過去の利用実績や今後の利用見込みを踏まえたうえで、認可定員の範囲で市が定める定員のことです。なお、子ども・子育て支援法では、市町村が利用定員を設定する場合、認定区分ごと、1号認定、2号認定、3号認定ごとに子ども・子育て支援事業計画の確保方策の内容と一致しているか、需要に対して供給過多または過少になっていないかなど、子ども・子育て会議での意見を踏まえて設定することが必要と定められています。前回、意見を申し上げましたが、ほとんど反映されていません。以上、反論させていただきました。

(会長)

反映されていないのではないかとご指摘ですが、どうでしょうか。

(事務局)

おっしゃるように利用定員は認可定員の範囲内で定めることができとなっておりますが、受け入れのできる最大の人数でもあります。ただ、実際には保育士の状況等によって年度途中の入園ができなくなる場合もございます。なるべく保護者が希望する園に入れるよう保育士の配置等の体制を整え、最大の受け入れ人数を利用定員とさせていただきたいと思っております。また、今後利用定員も認可定員も変更すべきときが来ると思っておりますが、公立には大きい園がございますので、その際には公立の定員を減少させるなど、適正な定員設定に努めてまいります。

(委員)

定員案の数字を見ると3歳から5歳は5,136人、それに対して実績が4,042人、引き算すると

1,000 人を超えており余裕があるわけです。したがって、今のお話は理解できません。それからもう1つ、前回の会議における市の考え方を読ませていただきます。「安城市も少子化が進んでいます。今ちょうど総合計画をつくっており、その中でいかに少子化の進行を緩やかにするかということを考えているところです。少子化の進行を緩やかにする、もしくは回復させていくというところを考えています。人口動態についても子どもがもうこれ以上減っていかないことを目標に、いろいろな施策を考えているところであります。子どもが減っていくから園の環境を減らしていくのではなく、子どもが増えたときにきちんと受け皿が用意されている環境をつくっていきたいと考えていますので、そこを理解していただきたいと思います」ということで、一理あるかと思えます。ただし、増えたときに増やせばよいわけで、1,000 人も余裕のある中、これはなかなか理解しがたいことです。よく見ると集まっている所と集まっていない所があり、集まっていない理由も分析されていると思いますので、そこを確認しながら柔軟な対応が必要かと考えます。先ほど紹介した私立幼稚園も本当に努力されています。こういう2園のことも念頭に置いてほしいと思います。子どもも大事、保護者も大事、保育士も大事、幼稚園施設も大事です。そういう観点で前向きに検討してください。

(会長)

こども園はまた別ですが、幼稚園だけ取り出してその定員云々と言われても、保育園に入りたい方と幼稚園に入りたい方とは立場もニーズも違うように思います。一緒と考えてよいのですか。

(委員)

それについては、市が中学校区ごとに計算して出していますので、その資料をお示しいただければ理解できるかもしれません。昔の話を見ると、保育所というのは保育に欠ける子どもたちを預かる場所で、それに対して幼稚園は比較的所得の高い方が預ける場所でした。しかし、国の政策によって幼稚園要領と保育要領が似通うようになり、保育園でも教育を行う所が出てきました。ですから、入ってみないことには実態は分かりません。最近は幼稚園でも預かり保育を実施しています。教育機能と保育機能と預かり機能の3つは私立の幼稚園でも無視できないもので、そういう点では同じ立場かと思えます。ただ、私立は市税が投入されるわけではないため、小さな所は大変です。そういうことで、今日は頑張って意見を言わせていただいております。

(会長)

具体的なお要望としてはプラスマイナス0であるべきで、他を減らす方がよいということですね。

(委員)

前回、移行が認められたので増員が決まっている2園については仕方ありませんが、その分他の園で定員を調整する必要があると思います。

(会長)

とにかく、議題2についても採決をとらなくてはなりません。子どもの数が減っていることを前提に考え、他で定員を減らすべきではないかというご提案ですが、それに関して事務局のコメントをいただきたいと思えます。

(事務局)

施設はたくさんありますが、低年齢から5歳まで同じ園で過ごすことを望まれる方が多い状況

です。そういう中、特定の園の定員をマイナスにするということは簡単にできるものではございません。特に幼児の場合は1クラスの人数が決まっており、規定の保育士数が配置できていれば、そのクラスには定員まで入ることができます。それを考えますと、例えば今年設置の園があるので他の園でマイナスにするということはすぐにできるものではなく、全体で検討させていただきたいと思っております。

(会長)

分かりました。直ちには他の施設を減らせないということですね。

(委員)

認可定員と利用定員は違いますよね。そこだけははっきりさせる必要があります。認可定員は法律上なかなか動かさません。しかし、需給は変動するため、その中で利用定員を適切に決める必要があると思います。

(事務局)

認可定員と利用定員の定義につきましては、先ほど委員がおっしゃったとおりです。認可定員は県に認可された定員であり、利用定員は実績に基づいて市が決めることもできます。ただ、人数が減ったから、供給との差があるからといってすぐに変更する必要もないと言われております。

(委員)

今のお話の根拠となる資料等をお示してください。今年出生数が1,500人ということだと、来年はもっと減ることが確実です。だからプラスマイナス0というのと、もう1つは定員の件をこの会議の議題にすることが不適切だと思います。この表にあるように、46園については市でまとめることができるわけですね。だから、この会議に出す前に十分話し合うことが大事だと思います。そういう形で私立幼稚園とも協議し、了解を得るという手続きも必要です。そのような協議会を設置するという宿題が出ていたと思いますので、よろしく願います。

(会長)

全体の人数が激減すれば公立の定員を減らすと市側も言っています。ただ、幼稚園や保育園の関係者と協議をする場が必要だと私も思いますので、それを検討する方向で願います。園とは直接関係ない委員もおられるこの会議で園の定員について話し合うのは、確かにおかしいことだと思います。直ちには減らせないということは分かりましたが、長期的に見る中では協議が必要になってくると思いますので、よろしく願います。

(委員)

話がまとまりかけたところすみませんが、民間保育園ということで関係する部分もあったので、少しお話しさせていただこうと思います。保育の受け皿を確保して保護者が選ぶというニーズは必要だと思うので、その辺りの市側の考えは分かります。その一方、委員のおっしゃる需要と供給のバランスが崩れているのではないかという意見も、認可保育園として思っているところがあります。先ほどの利用定員と認可定員についての認識も、委員が言われたとおりです。利用定員は実績に合わせて変更できると私どもも理解はしているのですが、これは全国の保育園連盟でも問題になっています。変えたくても市側から止められてしまうことが多い状況です。本来は協議して決めるべきですが、実態としては民間保育園でも利用定員を減らしたい所があります。というのも、利用定員と実際入っている子どもの数にかい離があると、直接入ってくるお金に影響が出るからです。定員と実態のバランスが崩れると、直接保育の質に関わるようになってくる

ので、実態に合った定員設定をしたいという思いが民間園としてはあります。公立の方で減らすと言われましたが、なぜ民間にそういう話が来ないのかと思います。実際うちも利用定員を減らしたいという話を過去にしたことがあったのですが、できませんでした。もう1つ、来年度から幼児の配置基準が30から25になります。そうすると利用定員としては30まで可能ですが、保育士1人で25人ということで、結局子どもの数が制限されてしまいます。これを機会に変更できるようにならないかと思っています。スライド式の園は難しいですが、2歳から3歳になるタイミングで枠が増える園はまだまだあるので、そういうところで調節できればよいと思いました。

(会長)

保育士1人に対しての子どもの数というのは、市として変えられるものなのですか。

(委員)

国の方で70数年ぶりに配置基準が変わるということで決定されています。来年度から猶予期間で、しばらくは30人でも大丈夫ですが、やがて25人しか受け入れられなくなるので、それを見据えて定員の調整を民間として行っていければと思っています。

(委員)

公立でもどこでも保育士の処遇改善のための補助金がないとうまくいきません。それから、今度新しくこども誰でも通園制度が始まりますが、これには頭を抱えています。

(会長)

ありがとうございます。安城北すずらん保育園とブライトこども園の定員を増やすというご提案は今の議論を踏まえると難しい部分がありますが、私の権限で市と園の経営者とで協議の場を持つといった附帯事項を付ける形で採決させていただきます。それでは、今のような前提で議題(2)令和6年度保育園、認定こども園の定員についてご承認いただける方は挙手をお願いいたします。

<挙手多数>

ありがとうございます。賛成多数ということで、附帯事項を付ける形で可決されました。

それでは、お時間も迫ってきましたので、ここで岡崎女子大学の新井先生に総括的なご助言をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(助言者)

今日もすごく実りのある協議、検討ができたのではないかと感じております。ありがとうございます。私の方からはもう何も申し上げなくてもというほど、委員からたくさんのご意見を出していただけて、課題がだんだん見えてきたのではないかと感じました。

議題(1)は安城市こども計画についてということでしたが、今日はそれが一番の話だったかと思います。こども大綱が12月22日に閣議決定されたこともありまして、それに対応する形で安城市こども計画の策定を行う、その前段階としてアンケート調査を実施するという話でした。詳細にアンケート項目をお考えいただき、安城市として今後取り組むべき課題を織り込んで項目を立てられていますので、そこを明らかにできるよい機会だと思います。それを活かしたこども計画を策定できるよう願っております。

「こども基本法」により、こどもまんなか社会をつくっていくということになりました。これは今までの大人中心の子育ての考え方、教育・保育の考え方から、子どもの立場に立って教育・

保育のあり方や保育時間、定員のことなどを考えていく、そういう大きな転換だと思っています。子どもの立場から見直す本当によい機会ということで、高校生の意見聴取や小中学生へのアンケートもあり、結果をととても楽しみにしています。ただ、しいて言うなら乳幼児はどうだろうかというところで、先ほどのような議論もごさいます。乳幼児の声を代弁できるのはやはり保育者で、保育士や幼稚園の先生に日頃の話をお願いしたいと思ひます。1歳児、2歳児については5人か6人につき1人の保育士になるようですが、いざ災害が起こったとき、保育士1人で5人の1歳児、2歳児を連れて避難できるでしょうか。部屋が2階にある場合どうすればよいか、避難用の滑り台できちんと降ろせるのかというよな視点で、日頃からひやひやされている園の先生方のご意見も聞いてみていただけると、よりよいかと思ひます。今、不適切保育ということも言われていますが、特別な配慮が必要なお子さんや外国のお子さんもいて、子育てに不安を感じている親御さんも多くなっている中、小学校の先生方や保育士、幼稚園の先生方がどのように思っっておられるかということを知る機会があればよいい思っているところさす。

議題(2)で話題に上っていました幼稚園と保育園の定員の話ですが、やはりこれ以上の少子化を防ぐことが一番だと思っしております。女性が働くのはもう当たり前、共働きが当たりの時代さすので、それに即してどのような保育現場をつくっていけばよいいのかというところだと思っしております。働く親を保障していくのはこれまでは保育園でしたが、本当に保育園でないだめなのかという、先ほどからも言われているように私立の幼稚園でも早朝保育や延長保育、夏休みの預かり保育等、かなりの部分でフォローできています。子ども自身の希望を汲み取り、それに応じられるよな保育の中身や保育時間、保育者の人数等を幼稚園も保育園も認定こども園も一緒に考えていくことができればと思ひます。保育園だから、幼稚園だから、ということではなく、子どもにとって通える園の充実を図りたいと感じております。その辺りについては今後協議会の方も検討していただいけさすので、ぜひ中学校区内でそれぞれ話を進めていただいけるとよいいかと思ひます。

いづれにしても、せっかくのこどもまんなか社会であります。これを機に、安城市は本当に子どものための計画を立てたと市民の皆さんに思ってもらえるよな形でPRされるとよいい思ひます。今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうごさいました。

(会長)

ありがとうごさいました。それでは、本日の議題につきましては以上で終了ということで、進行を事務局にお返しします。

(事務局)

長時間にわたりご審議いただきましてありがとうごさいました。最後にその他ということで、何かご意見等ごさいましたらお願ひしたいと思ひます。

(委員)

公立の保育園、こども園の給食費の無償化はどのなるのですかという質問を預かっています。また、その中に私立幼稚園も含めてもらいたいという要望も聞いておりますので、よろしくお願ひいたします。

(事務局)

現在のところ、公立園の給食費の無償化は考えておりません。

(事務局)

次回につきましては、令和6年7月30日(火)を予定しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、これをもちまして第2回安城市子ども・子育て会議を終了いたします。